

日本の将来を問う！

神奈川県 戸塚・泉・瀬谷区



衆議院議員 水戸まさし

KICKOFF通信



維新の党

郵便法の問題点を突く！！

◆あいまいな信書の定義

「信書」という言葉自体よく理解されていないのでしょう。「信書」とは、特定の受取人に対して、差出人の意思を表示し、または事実を通知する文書と規定されています。平たく言えば、手紙や案内状がそれですね。

しかし履歴書など、応募者から会社へ送付する場合は信書、一方、会社から応募者に返送される場合は信書ではないと、同じ文書であっても状況によって解釈が違ってきます。これでは、一般の利用者に判別できないのも事実です。

◆信書の送達の問題点

平成15年4月の郵政民営化により、この信書の送達事業について、民間事業者の参入が可能となりました。しかし、それには大きさや重さ、料金などの一定の制約があり、一般的な信書の送達は日本郵便(株)の独占事業となっております。

現行法では、上記以外の者が信書を送達した場合には、3年以下の懲役または300万円以下の罰金となります。そしてそれに加えて、その業者に送達を依頼した一般利用者に対しても、同等の罰則規定が適用されてしまうのです。そもそも利用者が法違反の認識のないまま、こうしたリスクにさらされる

ことが、妥当なことと言えるでしょうか。

◆維新の党、修正案を提出

何が信書に該当するのかが分かりづらい現状に照らし、一般の利用者までに刑罰が科せられることは妥当ではないことを取り上げ、今般、これを削除する修正案を我が党として提出しました。このリスクのため、国民の郵便に対する利便性が低下するようなことがあっては、まさに本末転倒であるとの思いです。

また諸外国でも同様な刑罰規定があるのは少数ですし、我が国内法においても、事業やサービスを展開する上で、一般利用者までに罰則適用がある事例はほとんど見受けられません。

委員会採決は賛成少数によ

り、修正案は否決されましたが、それでもなお、こうした問題点を俎上に上げ、世論を喚起したことは一つの成果であると自負しております。

◆ユニバーサルサービスの確保

いつでも誰でも全国均一料金で3日以内に送達、これが郵便のユニバーサルサービスを展開する前提となります。電気通信事業について言えば、昭和60年以降、電電公社の独占から段階的な規制緩和によって、通信事業全体の売上高は4倍となりました。

郵便事業を問うならば、新規参入を規制することよりも、日本郵便(株)自身が、さらに多角的な経営に乗り出しながら、郵便産業全体の発展につなげてもらいたいと願っております。

水戸まさし profile

昭和37年 7月28日生まれ
神奈川県立湘南高校・慶應義塾大学卒業後、
サラリーマン生活を経て、代議士秘書

平成 4年 「税は政治なりとの思いで始めた
税理士試験に合格(平成10年に開業登録)

平成 7年 県議会議員初当選 ~ 平成19年まで連続3期

平成19年 7月、第21回 参議院議員選挙、当選以来
予算委員会、財政金融委員会、
ODA特別委員会にて理事を歴任

平成24年 9月、日本維新の会結成に参画、党選対委員長

平成26年 12月、第47回 衆議院議員選挙、初当選
総務委員会 理事
維新の党 国家政策部会長

<血液型> O型

<趣味> 読書、マラソン、水泳、サッカー、映画鑑賞

<好物> 牛丼、チョコレート <尊敬する人> 西郷隆盛

